

指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ 伊奈 利用約款

(重要事項説明書)

(施設の名称等)

第1条 指定通所介護事業所、第一号通所事業の名称等は以下のとおりとします。

- | | |
|---------|-------------------------|
| ・施設名 | 指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ伊奈 |
| ・開設年月日 | 平成 15 年 5 月 7 日 |
| ・所在地 | 茨城県つくばみらい市板橋 2243 番地の 1 |
| ・電話番号 | 0297-20-7272 |
| ・FAX 番号 | 0297-58-5507 |
| ・管理者名 | 海山 智隆 |

(事業の目的と運営方針)

第2条 指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ伊奈（以下「当施設」という。）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ① 当施設では、通所介護計画及び通所予防計画に基づいて、要介護者及び要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助に努める
- ② 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない
- ③ 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める
- ⑤ 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当っては、懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める

(通所定員)

第3条 当施設の1日の利用定員数は18名とします。

(約款の目的)

第4条 当施設は、利用者に対し通所介護及び第一号通所事業を提供し、一方、利用者または利用者の身元を引き受けるもの（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第5条 本約款は、利用者が利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更が合った場合は、新に同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第6条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所介護及び第一号通所事業実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第7条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所介護サービス及び第一号通所事業の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を越える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者又は身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第8条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所介護サービス及び第一号通所事業の対価として、料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 なお、支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 支給限度額を超過したサービス利用料は、利用関係機関と調整の上、超過分は実費請求となります。

(記録)

第9条 当施設は、利用者の通所介護サービス及び第一号通所事業の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

(秘密の保持)

第10条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、通所介護、及び第一号通所事業利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

前項のほか、利用者に対し、協力医療機関での診療を依頼することができます。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所介護サービス及び第一号通所事業に対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員に申し出ることができます。申し出があった時は、担当者は迅速に対応します。なお、その申出によって、利用者及び身元引受人に不利益を与えることはありません。

(事故発生時の対応)

第13条 事故が発生した時は、迅速に対応します。又、事故の原因を調査し、記録を

残し、事故の再発防止に努めます。

(賠償責任)

第14条 通所介護サービス及び第一号通所事業の提供時に当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

(身体の拘束等)

第15条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の管理者その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記載することとします。

(虐待防止に関する事項)

第16条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止するための当事業所職員に対する研修を（年2回）実施します。
- ③ 虐待等に対する相談窓口を設置しています。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- ⑤ 当事業所は、サービス提供中に、当事業所の職員又は養護者（現に利用している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(利用約款に定めのない事項)

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議してさだめることとします。

(第三者による評価の実施状況)

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ伊奈 利用同意書

医療法人 慶友会 指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ伊奈 を利用するにあたり、以下の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

1. 指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ伊奈 利用約款（重要事項説明書）を受領し、十分に理解した上で同意します。
2. 利用約款第 10 条（秘密の保持）内容に関して、十分に理解した上で同意します。
3. 施設利用料、及び支払に関して十分な説明を受け、理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<身元引受人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

医療法人 慶友会

指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジェイ伊奈

管理者 殿

<本約款第 11 条の緊急時の連絡先>

氏 名	(続柄)
住 所	
連 絡 先	